

## 相模原市国民健康保険事業特別会計における消費税の未申告について

国民健康保険事業特別会計において、本来行うべき消費税の申告をせず未納となっていることが判明しましたのでお知らせします。

本件について、市民の皆様にご迷惑をお掛けしたことを深くお詫び申し上げます。

### 1 経過

国民健康保険事業特別会計について、これまで消費税の納税義務は無いと認識し申告を行っておりませんでした。令和5年10月から開始されるインボイス制度への対応等について確認を行っていたところ、同年3月に消費税の納税義務があることが判明しました。

なお、津久井町、相模湖町、藤野町との合併に伴い、3か所の国民健康保険診療所に係る経費を本市の国民健康保険事業特別会計で管理することとなったことにより、平成20年度から消費税の納税義務があったことを確認しています。

### 2 原因・対応

国民健康保険事業特別会計として、健康診断料等の課税売上高が1,000万円を上回る場合には、消費税を申告し納税する義務が生じますが、このことについての認識が不足していたことによるものです。

未申告判明後、税務署への相談や税理士により納税額等の算定を行った結果、平成29年度から令和3年度分までとして、約254万円（消費税約230万円、延滞税約13万円、無申告加算税約11万円）を税務署に納めることとなり、今後、税務署へ消費税の申告及び納税等の手続を行ってまいります。

### 3 再発防止

消費税制度や手続方法等の把握を徹底するとともに、職員間で情報共有することにより、再発防止に取り組んでまいります。

問合せ先  
医療政策課  
電話 042-769-9230  
対応責任者 井上